



障害者福祉計画について
パブリックコメント
を実施します

「阿蘇市障害者福祉計画」の策定に伴い、パブリックコメントを次のとおり実施します。市民の皆様からのご意見をお聞きし、計画に反映していきますので、ご意見等お待ちしております。

内容

阿蘇市障害者福祉計画(素案)

ご意見の提出方法

- ① 書面での提出 ② 郵便
- ③ FAX ④ E-mail

計画書の閲覧場所

- ① 阿蘇市ホームページ
- ② 阿蘇市役所及び内牧・波野支所の情報コーナー
- ③ 阿蘇市役所福祉課

募集期間

1月10日～1月31日

問い合わせ・提出先

阿蘇市役所福祉課総合福祉係

TEL 22-3145

FAX 23-1512

E-mail:

fukushi@city.aso.lg.jp

**相談支援事業の
お知らせ**

阿蘇市では、障害児・障害者の方やその家族の方を対象に、福祉サービスの利用、就労、権利擁護に関することなど、生活に関するさまざまなご相談をお受けしています。訪問や来所による相談も可能です。費用は無料です。お気軽にご相談ください。

相談窓口

●精神障害に関する相談

【時計台】
住所 阿蘇市一の宮町宮地141
電話 22-5505

●知的障害に関する相談

【くろわ地域生活支援センター】
住所 阿蘇市黒川406
電話 35-5211

●身体障害に関する相談

【阿蘇市役所福祉課】
住所 阿蘇市一の宮町宮地
504-1
電話 22-3145

相談支援事業に関する問い合わせ先

阿蘇市役所福祉課総合福祉係
TEL 22-3145

住民税・国民健康保険税の申告が始まります

～各種領収書等、早めの準備をお願いします～

平成18年分住民税・国民健康保険税の申告が2月16日(金)から始まります。詳しくは、後日配布します日程表を確認され、申告に必要な書類を持参のうえ申告してください。

◆申告をしなければならぬ人

- ◎平成19年1月1日現在、阿蘇市に住所がある人
- ◎営業・農業などの事業収入や不動産収入がある人
- ◎国民健康保険に加入している人
- ◎給与所得が2カ所以上からあり、年末調整をしなければならぬ人
- ◎報酬・料金・契約金及び、賞金等の支払を受けた人
- ◎医療費控除等その他の控除を受ける人
- ◎肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける人

◆申告をしなかった場合は

- ◎金融機関等に必要所得証明などの交付ができません。
- ◎国民健康保険税の軽減措置が受けられません。
- ◎その他、市営住宅や保育料の算定などに支障をきたす場合があります。

◆年金所得者等の確定申告書作成会開催のお知らせ

平成17年分からは、公的年金等控除額の改正や老年者控除が廃止されています。対象となる方には、税務署から通知があります。

日程 2月5日(月)
時間 9時30分～11時30分
13時30分～15時30分
場所 阿蘇市役所北側別館会議室

◆事業主の皆さまへ

平成18年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになっています。

また、「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、受給者の平成19年1月1日現在の住所の市町村長に、1月31日(水)までに提出してください。

問い合わせ先

阿蘇市役所税務課 TEL 22-3148

税源移譲

熊本県特定不妊治療費の助成期間が延長されました

対象治療法

体外受精及び顕微授精

給付内容

1年度につき上限10万円

助成期間

通算「2年度」から「5年度」へ拡大

助成対象者

対外受精及び顕微授精以外の治療法では妊娠の可能性がないと医師に診断された県内熊本市を除くに住む戸籍上の夫婦。 ※本年度(平成18年度)は、治療終了日が平成18年4月1日(平成19年3月31日)の方が対象です。平成19年3月末までに必ず申請してください。

所得制限あり

夫婦合算した所得額が650万円未満

指定医療機関

阿蘇保健所に問い合わせください。

申請方法

治療終了後、阿蘇保健所に備えてある申請書と受診証明書に住民票、戸籍謄本又は外国人登録原票記載事項証明書、夫婦の所得証明を添えて阿蘇保健所へ提出してください。

問い合わせ先

阿蘇保健所保健予防課
TEL 32-0535
県庁健康づくり推進課
TEL 096-333-2209
内線7077

熊本県産業別最低賃金の改正について

熊本県最低賃金の改正に続き、特定の産業に従事する基幹的労働者に適用される産業別最低賃金が平成18年12月15日から次のように改正されました。

- ①電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金は、時間額675円
- ②自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金は、時間額722円
- ③百貨店、総合スーパー最低賃金は、時間額が680円

なお、紡績業、ねん糸製造業、織物業、靴下製造業最低賃金は、引き続き、日額が5,176円、時間額が647円です。産業別最低賃金が定められている産業でも、18歳未満又は65歳以上の方、清掃又は片付けの業務に主として従事する方等には、熊本県最低賃金が適用されます。

最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、及び賞与等は含まれません。そのほか、詳しいことは熊本労働局賃金室(TEL 096-355-3202)へお尋ねください。



熊本県臨時職員募集のおしらせ

熊本県阿蘇地域振興局では、臨時職員(事務補助)の採用試験を実施します。

受験資格 平成元年4月1日までに生まれた方
申込受付期間 1月10日(水)～2月2日(金)
試験日 2月17日(土)
「試験案内・申込書」の請求及び問い合わせ先
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402
熊本県阿蘇地域振興局 総務振興課総務調整班
TEL 22-1111(内線303、304)
県ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/>

※詳しくは、熊本県ホームページ(採用案内)または試験案内でご確認ください。

阿蘇森林組合職員募集

募集人員 若干名
募集資格 4年制大学を卒業した者、及び平成19年3月までに卒業見込みの者(S52.4.2からS60.4.1までに生まれた者)
職種 一般事務及び森林管理業務
受付期間 1月31日(水)まで
1次試験 2月15日(木) 「筆記・作文」
2次試験 3月5日(月) 「面接」

※申し込み方法等の詳細につきましては、阿蘇森林組合本所総務課までご連絡ください。

TEL 34-0335

平成18年 工業統計調査にご協力ください

平成18年工業統計調査を12月31日現在で実施しています。

調査の実施にあたり、今月中まで調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。



【問い合わせ先】

阿蘇市役所
企画財政課広報統計係
TEL 22-3169

平成18年度
「男女共同参画セミ
ナーinあそ」開催

男女共同参画のヒントがた
くさん見つかる講演会です。
皆さんのご参加をお待ちして
います。

日時 1月24日(水)
午後1時30分から午後4時
まで(午後1時受付開始)
場所 阿蘇の司ビラパークホ
テル(阿蘇市黒川1230)
定員 300人程度
入場無料
講演 「わたしの挑戦〜農業経
営者となつて〜」
講師 田辺美代子氏
(農事組合法人日進温室組合
ハープセンタースマイル
mama所長)
寸劇 「おおごつ!妻が農業委
員に立候補」
(あゆみ劇団)
活動発表 阿蘇郡市内から代
表者2人
主催 あそ男女共同参画地域
ネットワーク、熊本県阿蘇
地域振興局
問い合わせ先
熊本県阿蘇地域振興局総務
振興課
TEL 22-1111
(内線304)

無料の「法律・家計
相談」開催のご案内

クレジット・消費者ローン
による多重債務の返済でお困
りの方のための「法律・家計相
談会」を次のとおり実施します。
※事前予約が必要。

▼予約日 1月16日(水)〜
18日(木)の3日間
受付時間 午前9時30分から
午後0時30分、午後1時30
分から午後4時30分
電話番号 (フリーダイヤル)
0120-777-226
※3日間のみ電話番号
受付定員 先着36人

▼相談日 1月26日(金)
場所 くまもと県民交流館パ
レア会議室
方法 相談者1人または1組
につき、30分程度の面談を
行います。(秘密厳守)
担当者 債務返済に関する法
律相談：熊本県弁護士会推
薦の弁護士、債務返済と家
計管理に関する相談：消費
生活アドバイザー
問い合わせ先
財団法人日本クレジットカ
ウンセリング協会
TEL 03-3226-0140
(本部)
TEL 092-739-8108
(福岡支部)

地域安全対策コーナー

最近、変質者が阿蘇市内でも出没しています。
子どもや女性の方は特に気をつけましょう。

女性が身を守るための知識を 身につけましょう!

- 痴漢は、人の目を恐れます。それは、子供に対
するいたずらも同じことです。「地域で痴漢の出
没を許さない!」という環境をつくりましょう。
- 痴漢と思われる不審な行動をしている人がいたら、
その行為を見て見ぬふり、気づかないふりをし
ないこと。必要に応じ周囲の人の協力を求めたり、
警察に連絡しましょう。
- 痴漢、不審者の出没があれば、その事実を警察
と連携して看板等で掲示し、警戒するよう広報
しましょう。
- 痴漢から身を守るためのポイント
①暗い夜道の一人歩きを避けるのはもちろんのこと、
暗い夜道を歩くときは、防犯ブザーや携帯電話
を携帯しましょう。もし痴漢に遭遇したら、大
声を出したり、近くの人に助けを求めたりし、
逃げましょう。
②家の中、特に浴室、便所、寝室を外から覗かれ
ないようにし、就寝するときは必ず戸締めしま
しょう。

何かあったらすぐに110番!!
阿蘇警察署 TEL 22-5110



困ったなと思ったら まろ相談!



消費生活相談だよ!
阿蘇市消費生活相談室 TEL 22-3364

はじめが肝心

新しい年になりました。何事もはじめが肝心!年始
そうそう悪徳商法にだまされないよう、十分にご注意
ください。

《相談事例の概要》
「無料招待券が当選した」と言う電話で呼び出
され…。アポイントメントセールス

【商品名】 ネックレス
【相談者】 22歳、男性、給与生活者
【概要】

「1ヶ月前の自動車関係のイベントで無料
招待券が当選した。引換券を渡す。」と言われ、
待ち合わせ場所に出掛けた。

必要手続きの説明になり「会員証の代わり
にネックレスを渡す。ローンは当社への投資
になる。」などと一方的に言われた。5時間
もの勧誘の末、白紙の信販用紙に記入し、頭
金3千円を支払った。

後で見たら総支払額は185万5千円。そ
の後も印鑑を作らないかと執拗に勧誘された。
一昨日、業者に解約の意思を伝えたが拒否さ
れ、値引きを提案された。



ご存知ですか？
狂犬病

昨年、フィリピンから帰国した男性が現地で犬に噛まれた狂犬病に感染し死亡しました。狂犬病とは、狂犬病ウイルスで発病した動物により噛まれることなどで感染し、1〜3ヶ月の潜伏期間を経て発症、全身麻痺、呼吸困難などを起こしてほぼ100%死亡する大変恐ろしい病気です。全世界では、毎年3万5千人から5万人が狂犬病によって死亡しています。戦後日本でも狂犬病が流行しましたが、狂犬病予防法が施行され、飼犬への狂犬病予防注射の接種、輸入犬の検疫、野良犬の捕獲を徹底した結果、日本での発生はなくなり、現在に至っていません。交通機関が発達した現

在では、他国から狂犬病が日本へ侵入することも十分に考えられます。

この様に狂犬病予防接種は非常に重要である事を再認識していただき、春と秋に予防接種を巡回実施していますので積極的な接種をお願いします。また、狂犬病予防や人や家畜への被害防止のため、野良犬や放飼いの犬の捕獲を行っていますので、皆様のご理解とご協力(情報提供)をお願いします。

ご自宅の飼犬がいなくなりましたら、すぐご連絡ください。飼犬には所有者がハッキリわかるよう首輪等に飼主氏名、電話番号等の記入をお願いします。

問い合わせ・連絡先

阿蘇保健所
TEL 32-0535
阿蘇市役所保健課
TEL 22-3167

めざせ！
観光のスペシャリスト

九州観光
マスター
検定試験

平成19年
3月11日(日)

申込期間 ~2月2日(金)
■詳しい内容についての
お問い合わせは福岡商工会
TEL 092-441-2189

平成18年度 国土交通省実証実験 まちめぐりナビ・プロジェクト

さあ！携帯を持って
阿蘇のまちめぐりに
出かけよう！！

ASO-NAVI

阿蘇ナビ

<http://www.asonavi.jp>

「携帯電話」を活用して、多彩な観光情報を提供します。操作は簡単！本ページもしくは各所に設置してある阿蘇ナビ「QRコード」を携帯電話のバーコードリーダーで読み取るだけで情報が入手できます。

旅の思い出や
メッセージを公開！

あなたの旅の思い出を、写真やメッセージで阿蘇ナビに公開することができます。

リアルタイムで
旬な情報をゲット！

観光スポットの情報や地図が見れたり、地元の人が発信する旬な情報をリアルタイムで見ることができます。

特典付きの
お得なクーポン券！

阿蘇ナビに表示されるクーポン券を観光スポットで提示するといろんな特典を受けることができます。



「この事業は阿蘇カルデラ・ツーリズムの開発と公共交通ネットワークの構築を組み合わせ、「滞在交流型」観光の創出を目的に阿蘇広域で行われるものです。お問い合わせは、阿蘇ナビ・プロジェクト推進協議会(事務局 財団法人阿蘇地域振興デザインセンター) TEL 22-4801まで。